

千葉県議会議員及び長の選挙における選挙運動費用収支報告書の閲覧に関する事務 処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）
第192条第4項及び千葉県選挙管理委員会選挙執行規程（平成4年千葉県選挙管
理委員会告示第5号）第128条の規定による法第189条の規定により千葉県選
挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に提出された報告書（以下「報告書」と
いう。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求)

第2条 報告書を閲覧しようとする者は、市委員会に選挙運動費用収支報告書閲覧請
求書（第1号様式）を提出しなければならない。

(閲覧場所)

第3条 報告書の閲覧は、市委員会が指定した場所で行わなければならない。

(閲覧時間)

第4条 前2条の規定による閲覧請求及び閲覧は、市委員会の執務時間中に行わなけ
ればならない。

(閲覧の中止等)

第5条 報告書を閲覧しようとする者は、報告書を丁寧に取り扱い、破損、汚損、加
筆等の行為をしてはならない。

2 市委員会は、前項の規定に違反する者に対し、その閲覧を中止させ、又は閲覧を
禁止することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、市委員会
が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

選挙運動費用収支報告書閲覧請求書

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

閲覧請求者 氏 名

住 所

(電話番号)

申請請求者が法人・団体等の場合は、
その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地を記載してください。

閲覧者の氏名 及び住所				
閲 覧 の 対 象	選挙の種類	選挙期日	候補者氏名	